

登録の手続き

一般社団法人千葉県タクシー協会

注 意 事 項

午前8時30分から午後5時00分まで

【休　　日】　　土曜、日曜、国民の祝日及び休業日

登録などの申請時に、申請書類の様式の違い、必要書類などの不備で申請手続きが出来ない場合がありますので、各種申請時においては、十分な注意と確認をお願い致します。

- ※ 郵送による申請手続きについては、簡易書留でお送りください。
- ※ 更新がお済になった旧運転者証の返却の場合は、普通郵便でお送りください。
- ※ 申請用紙は(一社)千葉県タクシー協会ホームページからダウンロードできます。

申請用写真サイズ等の変更のお知らせ

タクシー業務適正化特別措置法の一部改正に伴い令和5年2月28日より、各種申請時の添付写真サイズについては、下記の通り変更になりました。

記

① 変更日

令和5年2月28日以降に当該申請を行うもの

② 申請用写真サイズ

縦六センチメートル、横四センチメートル

(単独、無帽、正面、無背景、画面の6割以上に顔が写っていること)

③ 写真を添付する登録について

- ・「新規登録」
- ・「期限更新」
- ・「会社移動」
- ・「氏名、免許証有効期限の変更」
- ・「再登録申請」

※現在使用中の運転者証、事業者乗務証に貼付してある写真を変える必要はございません。

	改正後	改正前
運転者証	<p>第八号様式</p> <p>(裏)</p> <p>登録番号 運転者名 運転免許証 の有効期限 タクシー 事業者名</p>	<p>第八号様式</p> <p>(裏)</p> <p>登録番号 運転者名 運転免許証 の有効期限 タクシー 事業者名</p>
事業者乗務証	<p>第十三号様式</p> <p>(裏)</p> <p>許可番号 氏名 運転免許証 の有効期限</p>	<p>第十三号様式</p> <p>(裏)</p> <p>写真 5cm 許可番号 氏名 運転免許証 の有効期限</p>

【問合せ先】一般社団法人千葉県タクシー協会
登録指導部 TEL: 043-215-7221

目 次

(頁)

1. 登録申請(講習受講者)	1
2. 期限更新	2
3. 会社移動	3
4. 再交付(紛失・汚損・盗難・その他)	4
5. 運転者証の返納について	5
6. 住所・免許証番号の変更について	6
7. 氏名・免許証有効期限の変更について	7
8. 謄本(閲覧)・経歴証明について	8
9. 再登録申請	9
10. 運転免許停止処分を受けたとき	10
11. 運転免許証の取消	11
12. 運転免許証の失効	12

1. 登録申請

(講習受講者)

申請時に必要な書類など

- (1) 登録申請書 (第二号様式)
- (2) 運転者証交付申請書 (第九号様式)
- (3) 雇用条件及び雇用契約証明 (運転免許証コピー貼付)
- (4) 住民票 (個人) ※申請前6ヶ月以内

2. 期 限 更 新

申請時に必要な書類など

- (1) 登録事項変更等届出書 (第四号様式)
- (2) 運転者証 訂正・再交付申請書 (第十号様式)
- (3) 運転免許証の原本証明書 (運転免許証 表・裏コピー貼付)
- (4) 運転者証等の返納に関する宣誓書(旧運転者証を持参・同封できない場合)
- (5) 住所変更のある場合は住民票 (個人)※申請前6ヶ月以内
- (6) 登録手数料 400円
- (7) 写 真

※ 有効期限が切れている場合は、遅延理由書が必要です。

■マイナ免許証について ※(3)のかわりに次の書類が必要です。

「本人申請」…マイナ免許証を提示し、協会備付けのPCにて内容を確認します。
(本人においてパスワード等の入力をお願い致します。)
「代理申請」…マイナ免許証をPC等で画面印刷したものの余白に
「令和〇年〇月〇日 原本に相違ないことを証明する。
千葉県〇〇市〇〇町1-1-1 〇〇タクシー株式会社」を記載したもの
を提出してください。

<郵送の場合、上記他必要書類>

- (8) 郵便手続きチェックシート
- (9) 返信用封筒 (簡易書留料金 切手貼付)

※ 更新済みの運転者証のみ返却の場合は、普通郵便で可

3. 会社移動 (同じ事業所に再登録の場合含む)

申請時に必要な書類など

- (1) 登録事項変更等届出書 (第四号様式)
- (2) 運転者証交付申請書 (第九号様式)
- (3) 雇用条件及び雇用契約証明 (運転免許証コピー貼付)
- (4) 運転免許証の原本証明書 (運転免許証 表・裏コピー貼付)
- (5) 住民票 (個人)※申請前6ヶ月以内
- (6) 登録手数料 500円
- (7) 写真

■マイナ免許証について ※(4)のかわりに次の書類が必要です。
「本人申請」…マイナ免許証を提示し、協会備付けのPCにて内容を確認します。
(本人においてパスワード等の入力をお願い致します。)
「代理申請」…マイナ免許証をPC等で画面印刷したものの余白に
「令和〇年〇月〇日 原本に相違ないことを証明する。
千葉県〇〇市〇〇町1-1-1 〇〇タクシー株式会社」を記載したもの
を提出してください。

<郵送の場合、上記他必要書類>

- (8) 郵便手続きチェックシート
- (9) 返信用封筒 (簡易書留料金 切手貼付)

4. 再 交 付

(紛失・盗難・汚損・その他)

申請時に必要な書類など

- (1) 運転者証 訂正・再交付申請書 (第十号様式)
 - (2) 申請書類
 - ① 紛失の場合……紛失理由書
 - ② 盗難・汚損の場合……理由書
 - (3) 運転免許証の原本証明書(運転免許証 表・裏コピー貼付)
 - (4) 登録手数料 500円
 - (5) 運転者証等の返納に関する宣誓書
※汚損の場合で、運転者証を持参・同封できない場合
- マイナ免許証について ※(3)のかわりに次の書類が必要です。
- 「本人申請」…マイナ免許証を提示し、協会備付けのPCにて内容を確認します。
(本人においてパスワード等の入力をお願い致します。)
- 「代理申請」…マイナ免許証をPC等で画面印刷したものの余白に
「令和〇年〇月〇日 原本に相違ないことを証明する。
千葉県〇〇市〇〇町1-1-1 〇〇タクシー株式会社」を記載したもの
を提出してください。

<郵送の場合、上記他必要書類>

- (6) 郵便手続きチェックシート
- (7) 返信用封筒 (簡易書留料金 切手貼付)

5. 運転者証の返納について

申請時に必要な書類など

(1) 運転者証返納届 (退職日を記載)

(2) 運転者証

運転者証が添付できない場合は、紛失理由書が必要です。

※郵送の場合は、受付押印しFAXいたします。

6. 住所・免許証番号の変更について

申請時に必要な書類など

- (1) 登録事項変更等届出書（第四号様式）
 - (2) ①住所変更の場合 … 住民票（個人）※申請前6ヶ月以内
②運転免許証に変更があった場合
… 運転免許証の原本証明書（運転免許証 表・裏コピー貼付）
- マイナ免許証について ※(2)-②のかわりに次の書類が必要です。
- 「本人申請」…マイナ免許証を提示し、協会備付けのPCにて内容を確認します。
(本人においてパスワード等の入力をお願い致します。)
- 「代理申請」…マイナ免許証をPC等で画面印刷したものの余白に
「令和〇年〇月〇日 原本に相違ないことを証明する。
千葉県〇〇市〇〇町1-1-1 〇〇タクシー株式会社」を記載したもの
を提出してください。

※ 運転免許証に変更事項が生じたときは、法第八条により「登録事項の変更等の届出」を行わなければなりません。

7. 氏名・免許証有効期限の変更について

申請時に必要な書類など

- (1) 登録事項変更等届出書 (第四号様式)
- (2) 運転者証 訂正・再交付申請書 (第十号様式)
- (3) 運転免許証の原本証明書 (運転免許証 表・裏コピー一貼付)
- (4) 運転者証等の返納に関する宣誓書(旧運転者証を持参・同封できない場合)
- (5) 住民票 (氏名変更後のもの)・・氏名変更のみ必要
- (6) 登録手数料 400円
- (7) 写 真

■マイナ免許証について ※(3)のかわりに次の書類が必要です。

「本人申請」…マイナ免許証を提示し、協会備付けのPCにて内容を確認します。

(本人においてパスワード等の入力をお願い致します。)

「代理申請」…マイナ免許証をPC等で画面印刷したものの余白に

「令和〇年〇月〇日 原本に相違ないことを証明する。

千葉県〇〇市〇〇町1-1-1 〇〇タクシー株式会社」を記載したもの
を提出してください。

<郵送の場合、上記他必要書類>

- (8) 郵便手続きチェックシート
- (9) 返信用封筒 (簡易書留料金 切手貼付)

※ 運転免許証に変更事項が生じたときは、法第八条により「登録事項の変更等の届出」を行わなければなりません。

8. 謄本(閲覧)・経歴証明について

◎ 謄本は、AとBがあり、運転者の登録事項、訂正事項など過去の記録を記載したものです。

但し、運転者証返納から2年以上、運転免許証停止、失効、行政からの取り消し、申請による削除があった場合は、再登録後からの記録となります。

① 申請には、運転免許証が必要になり、本人による窓口での交付となります。

手数料 謄本A 100円 ・ 謄本B 100円

② 閲覧は、謄本内容を窓口にて、本人に閲覧していただきます。

手数料 100円

◎ 登録運転者業務経歴証明書は、過去5年間の記録が記載されているものです。

① 申請には、運転免許証が必要になり、本人による窓口での交付となります。

手数料 100円

■マイナ免許証について

「本人申請」…マイナ免許証を提示し、協会備付けのPCにて内容を確認します。
(本人においてパスワード等の入力をお願い致します。)

9. 再登録申請

申請時に必要な書類など

- (1) 登録申請書 (第二号様式)
- (2) 運転者証交付申請書 (第九号様式)
- (3) 雇用条件及び雇用契約証明 (運転免許証コピー貼付)
- (4) 運転免許証の原本証明書 (運転免許証 表・裏コピー貼付)
- (5) 住民票 (個人)※申請前6ヶ月以内
- (6) 登録手数料 1,000円 (登録申請 500円・交付申請 500円)
- (7) 写真

■マイナ免許証について ※(4)のかわりに次の書類が必要です。

「本人申請」…マイナ免許証を提示し、協会備付けのPCにて内容を確認します。
(本人においてパスワード等の入力をお願い致します。)

「代理申請」…マイナ免許証をPC等で画面印刷したものの余白に
「令和〇年〇月〇日 原本に相違ないことを証明する。
千葉県〇〇市〇〇町1-1-1 〇〇タクシー株式会社」を記載したもの
を提出してください。

<郵送の場合、上記他必要書類>

- (8) 郵便手続きチェックシート
- (9) 返信用封筒 (簡易書留料金 切手貼付)

10. 運転免許停止処分を受けたとき

40日以上の運転免許効力停止(免停、講習などによる短縮期間を含みません)があった場合は、法第十条の規定により、登録を消除しなければなりません。

申請時に必要な書類

(1) 運転免許停止処分書・期間短縮通知書(写し)

(2) 登録事項変更等届出書 (第四号様式)

(3) 運転者証返納届

(4) 運転者証

運転者証が添付できない場合は、紛失理由書が必要です。

※ 講習を受け停止期間が短縮されても登録は消除されます。

※30日の免停(40日未満)は登録消除されますが、停止期間中は営業が出来ません。運転者証は領地扱いとなり事業所で保管し、返納の必要はありません。

※60日以上の免停(40日以上)で講習を受け停止期間が30日等に短縮されても消除されますので手続きをして下さい。

運転免許証の停止期間が終了したら、改めて 9.再登録申請をして下さい。

11. 運転免許証の取消

運転免許証取消処分を受けたときは、運転者証の返納手続きをして下さい。

申請時に必要な書類など

- (1) 運転免許取消処分書(写し)
- (2) 登録事項変更等届出書 (第四号様式)
- (3) 運転者証返納届
- (4) 運転者証
運転者証が添付できない場合は、紛失理由書が必要です。

12. 運転免許証の失効

運転免許証を失効した場合は、法第十条の規定により登録を消除しなければなりません。

申請時に必要な書類など

(1) 運転者証返納届

(2) 登録事項変更等届出書 (第四号様式)

(3) 運転者証

運転者証が添付できない場合は、紛失理由書が必要です。